

小田原市空き店舗等利活用促進事業に係る 「協力不動産会社」募集要領

小田原市では、起業者が出店する際の受け皿となる物件を増やし、魅力的な店舗が集積することで商店街への賑わいを取り戻すため、設備の老朽化等を理由に貸し出されていない空き店舗等の所有者に対し、店舗として貸し出すため必要となる改修費の一部を補助する事業を令和3年7月末から開始する予定です。

つきましては、本事業に御協力いただける不動産会社を次のとおり募集いたします。

1 協力不動産会社とは

本事業の趣旨を理解し、「2 協力不動産会社の役割」を担い、本市に登録された不動産会社のことをいいます。

※対象エリア内の物件を取り扱う不動産会社（個人事業主を含みます。）であれば、市外の会社でも御登録いただけます。

2 協力不動産会社の役割

- ・空き店舗等の所有者及び出店希望者を把握し、両者をマッチングすること。
- ・空き店舗等の所有者及び出店希望者が、市に補助金の交付申請をする際の書類作成を支援すること。
- ・空き店舗等に関する情報（賃貸状況など）を市に提供すること。

3 登録方法

「協力不動産会社登録申込書」に必要事項を記入し、小田原市経済部商業振興課までメールで提出してください。

募集は通年受け付けますが、補助事業開始前に先行受付期間を設けます。先行受付期間中に申込みいただくと、補助制度開始時に本市が作成する協力不動産会社一覧に掲載され、市ホームページにて公開されます。先行受付期間以降に申込みいただいた場合も、一覧表へは随時追加していきます。

【先行受付期間】令和3年6月30日（水）から令和3年7月16日（金）まで

【登録有効期間】登録日から令和4年3月31日まで

※次年度以降に市が同様の事業を実施する場合は、再度協力不動産会社を募集します。

4 その他

- ・協力不動産会社の登録について費用はかかりません。
- ・協力不動産会社への市からの報酬等はありません。

【問い合わせ・申込書提出先】

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市 経済部 商業振興課 商業振興係

電話：0465-33-1511 Email：shogyo@city.odawara.kanagawa.jp

「空き店舗等利活用促進事業費補助金」の概要

1 補助対象者等

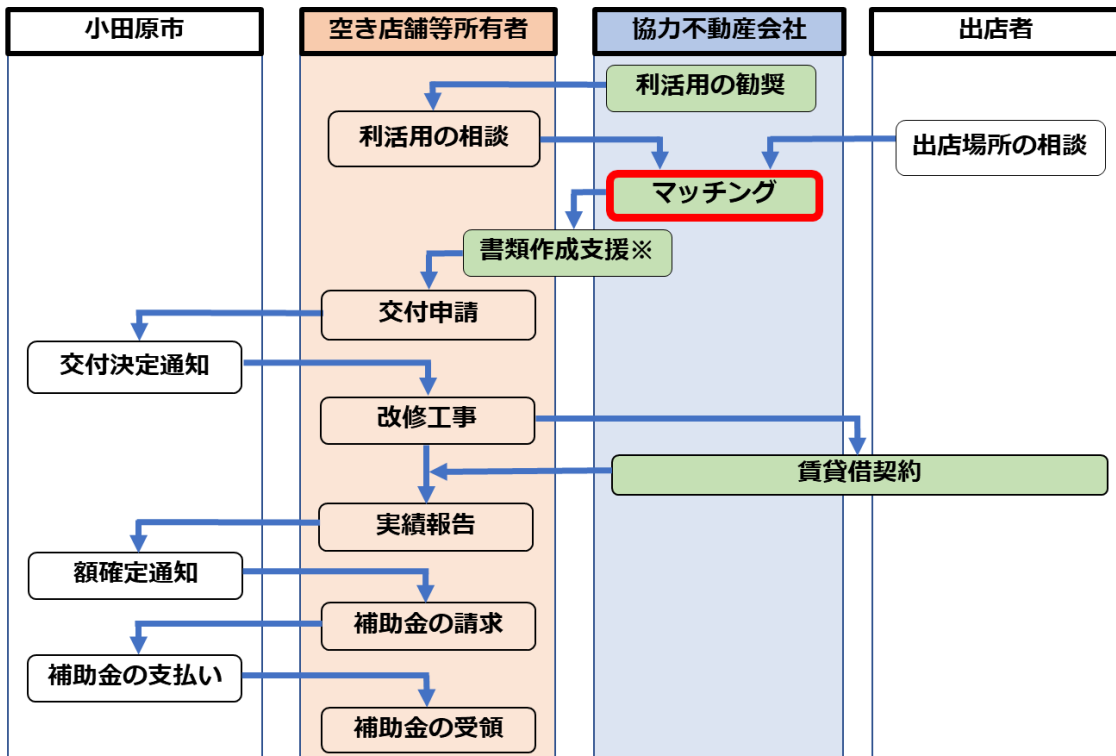
対象者	対象経費	交付条件	補助率 (上限)
対象エリア 内にある空 き店舗等(空 き店舗・空き 家・空き事務 所)の所有者	店舗として貸し出すため必要となる次の改修費等 ①店舗や事務所と居住部分を分ける工事 ②店舗内部の解体、補修 ③トイレの洋式化 ④給排水管の入れ替え、補修 ⑤雨漏りの補修 ⑥上記①～⑤に付帯する工事費用	①補助金活用後10年間は賃貸物件として提供すること。 ②市ホームページ等において補助金活用物件として公表することに同意すること。	対象経費の 2/3 (100万円)
上記物件を 賃借して出 店する者	開業を周知するため必要となる広告宣伝費 ①チラシ作成 ②タウン紙等掲載 ③ホームページ開設 ④SNS広告	①近隣商店会等へ加入すること。	対象経費の 1/2 (10万円)

2 補助対象エリア

P4「対象エリア図」のとおり

3 事業の流れ

(1) 空き店舗等所有者向け補助金



※申請に必要な書類は、後日市ホームページ等で御案内します。

(2) 出店者向け補助金

